

神恵内村
子どもの読書活動推進計画

(平成31年度～平成35年度)

神恵内村教育委員会

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
第1節 子どもの読書活動推進の意義	1
第2節 計画の目的	1
第3節 計画の性格	1
第4節 計画の期間	2
第5節 計画の対象	2
第2章 子どもの読書活動推進のための方策	3
第1節 家庭・地域における読書活動の推進	3
第2節 学校等における読書活動の推進	4
第3章 読書環境の整備のための方策	5
第1節 図書センターにおける取組	5
第2節 学校図書室における取組	6
参考資料	7

神恵内村読書に関するアンケート

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 子どもの読書活動推進の意義

読書活動は「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律）であり、社会全体でその推進を図っていく必要があります。

平成17年に「文字・活字文化振興法」が制定された後、平成19年には「学校教育法」が一部改正され、義務教育の目標に関する規定の中に、「読書に親しませ」という文言が新たに盛り込まれました。その後実施となった新しい幼稚園教育要領や保育所保育指針では、絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わうこと、また、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の新しい学習指導要領では、学校図書館の利活用を図り、読書活動を充実することが明記されています。

神恵内村においても、子どもたちの読書に対する関心などを把握するとともに、神恵内村の学校、家庭、地域が一体となり、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を進める必要があります。

第2節 計画の目的

神恵内村で育つすべての子どもたちが、村内のあらゆる機会とあらゆる場所において、自ら進んで読書活動ができるよう、また、読書を通じて読解力や思考力、表現力を培うことができるよう、子どもたちの発達段階に応じた読書活動を、学校・家庭・地域等において積極的に推進することを目的としています。

第3節 計画の性格

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第九条に基づき策定するものであり、第4次全村教育総合計画に関して策定する個別計画として、子どもの読書活動推進のため、学校・家庭・地域等が、関係機関や団体等との緊密な連携と相互協力によって、地域全体で子どもの読書活動の推進に取り組むための方向性を示しています。

第4節 計画の期間

この計画の期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とし、必要に応じて計画を見直します。

第5節 計画の対象

この計画の対象は、0歳から18歳とします。なお、18歳までを大きく4つの期に分けて、各期における特徴を踏まえて、読書活動を推進します。

(1) 乳幼児期（0歳～6歳） 「本に会う」

乳幼児期は、絵本の読み手の声や表情に反応し、子どもが自己を形成していく上でも、周りの大人からの語りかけがとても大切になります。

幼児期は、絵本を読んでもらうことなどにより、その内容を自分の経験と結びつけ、想像を巡らせたり、読んでもらった本を自分で読もうとするなどして、本を楽しむことができるようになります。

(2) 小学生期（6歳～12歳） 「本に親しむ」

小学生期は、本に親しむ時間を作ることが大切です。自身の成長とともに、徐々に文章を読むことができるようになり、高学年になると幅広いジャンルの本に目を向けるようになり、目的に合った本を読もうとするようになります。

(3) 中学生期（12歳～15歳） 「本から学ぶ」

中学生期は、生徒会活動や部活動の参加や家庭学習の時間の増加により、読書をする時間が減少する傾向にありますが、中学生期における読書は、自己を見つめ、自己の向上を図るなど、自己の在り方を考えていく上での大きな力になります。

(4) 高校生期（15歳～18歳） 「本と生きる」

高校生期は、視野が広がり、興味・関心が多岐にわたることから、この時期に多くの本を読むことは自らの生き方について考え、生涯を通じて読書を楽しみ、学び続けていく上での大きな力になります。

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

第1節 家庭・地域における読書活動の推進

(1) 推進の方向性

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであることから、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう、保護者が家庭での読書活動の習慣化に向けて、積極的に取り組む必要があります。

そのために、家庭では、絵本や物語の読み聞かせをするなど、子どもが本に出会い、本に親しむきっかけを作ることが大切です。

地域において読書活動を推進するためには、乳幼児期から読書に親しむ習慣が身につくよう、効果的な事業を実施することが望まれます。また、子育てに関する学習や相談の場となっている、PTA による研修会等において、子どもの読書活動の重要性などについて、広く地域住民や保護者へ啓発することが求められています。

(2) 具体的な取組

(家庭)

- 子どもの読書の習慣化に向けた取組の実施
- 家族で読書を行うことの奨励

(教育委員会)

- 図書センターの効果的な利活用の推進
- 読み聞かせなどの本に親しむ活動の工夫

(関係機関・団体等)

- 子どもブックスタート事業の継続実施
- 学校や村、PTA による研修会の工夫

第2節 学校等における読書活動の推進

(1) 推進の方向性

乳幼児期や小学生期における読み聞かせや、様々なジャンルの本との出会いは、読書への興味・関心を広げるものであり、中学生期・高校生期における読書は、自我の確立や進路選択などに大きな影響を与えるものです。学校等における読書活動は、子どもが読書習慣を身につける上で大きな役割を果たすとともに、確かな学力の基盤を形成する上で重要な役割を担っています。

そのため、学校等においては、子どもの発達段階を踏まえて、読書の楽しさを指導するとともに、計画的・継続的に読書活動を推進していく必要があります。

とりわけ、保育所における絵本や物語の読み聞かせ、小学校・中学校・高等学校における各教科や総合的な学習の時間等の学習を通して、子どもの望ましい読書習慣の形成を図ることや学校図書室の利用の促進が求められています。

(2) 具体的な取組

(保育所)

- 職員による読み聞かせなどで本に親しむ活動の充実
- 保護者と連携した読書活動の実施

(小学校、中学校)

- 「朝の読書」など一斉読書の積極的な推進
- 学校の教育活動全般を通じての多様な読書指導の展開
- 学校図書室の利活用の促進
- 障がいの程度に応じた読書活動の推進
- 図書委員会など、児童会・生徒会活動を通じた読書活動の工夫

第3章 読書環境の整備のための方策

第1節 図書センターにおける取組

(1) 推進の方向性

公立図書館は、子どもが学校外で自分の読みたい本を選び、読書を楽しむことができる場であり、気軽に利用したいと思われる場になることが求められています。

神恵内村においては図書センターが地域の読書活動の拠点として機能するため、住民にとって利用しやすい施設としての機能を果たす必要があります。

そのため、図書センター以外の施設を活用し、子どもたちが図書に触れやすい環境を整備することが求められています。

計画として、役場新庁舎の建築にあわせて1階に図書コーナーをつくる予定です。

(2) 具体的な取組

- 子どもを対象にした蔵書の充実
- 児童文学書の情報の収集
- 本に興味を持てるような配架や飾り付けの工夫による図書室利用の促進
- 読み聞かせなどを定期的で開催することによる読書活動の推進
- 親子で利用したいと思われる環境整備
- 障がいのある子どもに対応した図書の整備・充実

第2節 学校図書室における取組

(1) 推進の方向性

学校図書室は、学びの場であるとともに、自由な読書活動の場として、子どもの成長を支える重要な役割を担っています。

学校教育においては、生きる力を育むことを目指し、基礎的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うため、言語活動を充実することが求められています。

そのため、授業において、学校図書室の利活用を図り、読書活動を一層充実する必要があります。また、学校図書室は、昼休みや放課後に、好きな本を選び自分のペースで読んだり、興味があることをじっくり調べたりするなど、子どもたちにとって心の居場所となる「いつでも開いている図書室」であることが求められていることから、学校図書室担当教員を中心に、計画的・継続的な整備・充実に努める必要があります。

(2) 具体的な取組

- 読書活動や学校図書室の利用についての啓発
- 読書に係る学校行事や学校図書室に係る行事の実施
- 調べ学習に対応できる蔵書の整備
- 子どもが利用し続けるための定期的な本の入れ替え
- 読書活動に関する学校教職員の研修機会の充実
- 障がいの状況に応じ配慮された図書整備